

前橋ゴルフ場 指定管理者候補者の選定基準・審査結果等

1 選定基準・審査結果等

選定基準	審査項目	審査内容	配点	候補者 (久松商事 株式会社)	候補者以外の団体
指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること	管理運営体制	団体の代表者及び役員等に問題はないか。 団体の設立趣旨・経営方針は妥当か。	4	2.8	
	財務状況	団体の財務状況は健全か。 株主等の出資者の構成に問題はないか。	5	4.3	
	法令遵守等	過去3年間の法令違反の有無。 労働保険や社会保険に加入しているか。 障害者雇用への取組はなされているか。	4	3.4	
	専門的知識	<p>【新規】 指定期間の当初から円滑に業務を実施できる知識等を有しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同種又は類似施設の適切な管理実績 ・同種又は類似施設の十分な実態調査・分析 ・有資格者・経験者の確実な確保 <p>【現指定管理者】 現指定管理者として管理運営状況は良好か。</p>	7	7.0	
	管理運営計画	組織及び職員の勤務体制は妥当か。 職員配置計画は妥当か。 責任の所在は明確となっているか。 グループ申請の場合、責任や役割分担は妥当か。 職員の雇用（高齢者・地元採用等）に配慮があるか。 障害者の雇用計画は妥当か。 有資格者や経験者等の配置は妥当か。 職員研修計画は妥当か。	11	9.2	
	管理運営方針・施設利用の平等性	施設の設置目的及び管理運営方針への理解は適切か。 全ての利用者の平等な施設利用や利用のしやすさに配慮しているか。 （例：ナビ付乗用カート、自動精算機等） 事業内容に偏りがないか。	4	3.0	
	収支計画	5年間の利用者予測は妥当か。 令和7年度～令和11年度の収支計画は妥当か。 収支計画と事業計画は整合性がとれているか。	5	3.3	

事業計画の内容が当該施設の設置の目的を効果的かつ効率的に達成するものであること	サービスの提供内容	フロント業務に関する提案は妥当か。 利用料金の設定は妥当か。 シニア・ジュニア・群馬県民に対して、割引料金等の適用はあるか。	7	5.0	
		レストラン・物販販売等の運営内容は妥当か。 レストラン・物販販売等の料金は利用しやすい設定となっているか。	5	4.1	
	施設の維持管理	コースの維持管理（芝、樹木、防球ネット、仮設トイレ、避難小屋等）が適切に行われるか。 施設の維持管理（箇所、点検回数、点検内容等）が適切に行われるか。 コース・施設の維持管理や備品の管理が適切に行われる体制となっているか。 利用者の安全確保への取組は十分か。 設備点検等の外部委託の状況は妥当か。	11	9.2	
		利用者増加を図るための提案内容は、全体的な利用者の増加に資するものか。 ゴルフ人口の拡大策は妥当か。 ジュニア育成への取組があるか。 広報は発信性のある方法により行われるか。 具体的かつ適切な達成目標（利用者数等）が示されているか。	11	9.8	
	利用者要望への対応・セルフモニタリング	利用者からの苦情・要望の把握及びそれらへの対応体制は妥当か。 トラブルの未然防止及び発生時の対策は妥当か。 セルフモニタリングへの取組がなされているか。	5	3.9	
		個人情報保護の取組がなされているか。 情報公開の取組がなされているか。	4	3.0	
その他施設の設置目的を達成するために必要と認める基準	防災対策及び緊急時等の対応	防災対策及びコース冠水時への対応は妥当か。 防犯対策は妥当か。	5	4.4	
	地域貢献	地域団体（住民）との連携や地域貢献は十分か。	4	3.6	
	農薬管理・環境問題への取組	農薬の管理及び使用は適切か。 環境保全に対する取組は積極的か。	4	3.0	
	感染症対策	感染症対策（新型コロナウイルス、新型インフルエンザ等）への対応は適切か。	4	2.8	
	小計	100	81.8	0.0	
障害者雇用率加算			4		
企業局納付金加算			0		
ネーミングライツ料加算			0		
合計			85.8	0.0	

2 応募団体の企業局納付金等提案額

	応募団体の名称	企業局納付金等提案額
団体1 (参考)	久松商事株式会社 企業局納付金下限額	105,000千円／年 105,000千円／年